

# 北谷町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

## 1 町行動計画の作成

病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、平成24年5月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）」（以下「特措法」という。）が施行されました。

特措法では、政府、都道府県、市町村は新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を定めるものとされており、平成25年6月に政府が、平成25年10月には沖縄県がそれぞれ行動計画を作成しました。

これを受けて、県の行動計画と整合性を図りながら、本町における新型インフルエンザ等対策を定めた「北谷町新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成26年5月に作成しました。

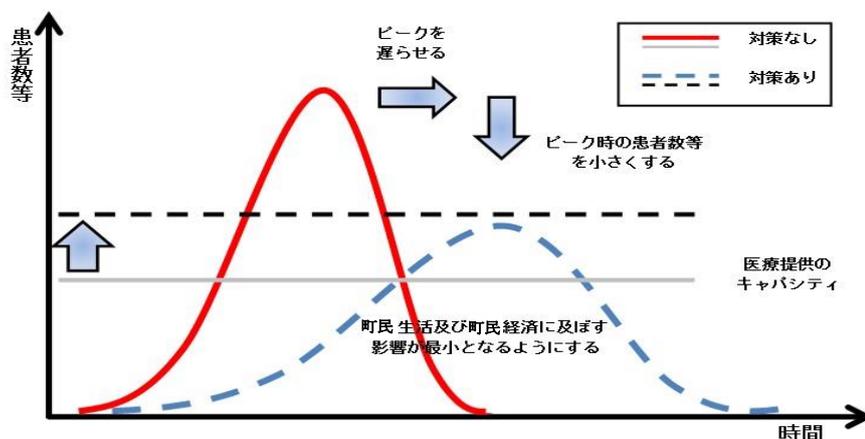
## 2 対象とする感染症

- (1) 新型インフルエンザと再興型インフルエンザ（過去に世界で流行したインフルエンザ）
- (2) 新感染症（その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの）

## 3 対策の目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
  - ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備等のための時間を確保する。
  - イ 流行のピーク時の患者数等をできるだけ少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図り、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - ア 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
  - イ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

### <対策の効果 概念図>



#### 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等（北谷町推計値）

- ・ 罹患率：全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定
- ・ 致命率：中等度0.53%、重度2.0%
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響  
ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤

	沖縄県推計値（約140万人）	北谷町推計値（約28千人）
医療機関を受診する患者数	約14.15万人～27.2万人	約2,800人～約5,400人
入院患者数	（中等度）5,800人 （重度）21,800人	（中等度）120人 （重度）440人
死亡者数	（中等度）1,900人 （重度）7,000人	（中等度）40人 （重度）140人
1日当たり最大入院患者数	（中等度）1,100人 （重度）4,400人	（中等度）20人 （重度）90人

※北谷町推計値の算出は、県人口に占める北谷町の人口割合を基に算出。

#### 5 対策推進の役割分担

県、町は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部で決定される基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

##### 【町の役割】

町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者等への支援に関し、基本的対処方針

に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

## 6 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意志決定を迅速に行うことができるよう、沖縄県においては、6つの発生段階に分類し、その移行については、必要に応じて国と協議の上、県対策本部において判断することとしている。本町においても、県に準じた発生段階に区分した。

### 発生段階

【未発生期】	新型インフルエンザ等が発生していない状態
【海外発生期】	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
【県内未発生期】	いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では患者が発生していない状態
【県内発生早期】	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
【県内感染期】	県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
【小康期】	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

## 7 町行動計画の主要6項目

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等が発生する前は、主管課において事前準備の進捗を確認し、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、県対策本部が設置された時は、北谷町対策本部を設置し、必要な措置を講ずる。

### (2) サーベイランス・情報収集

県が実施するサーベイランスに協力し、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析し判断につなげる。

### (3) 情報提供・共有

ア 予防的対策として、新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する情報などを町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。

イ 発生時には、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、町対策本部において多様な媒体を用いて、迅速かつ分かりやすく発信する。

- ウ 町民からの問い合わせに対応する相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。
- (4) 予防・まん延防止

ア 主なまん延防止策

【個人】

発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

【施設の使用制限の要請等】

新型インフルエンザ等緊急事態において、県が学校、保育所等、その他多くの人が利用する施設の使用制限の要請等を行うときは、関係機関と連携し周知を図る。

イ 予防接種

接種順位等については、新型インフルエンザ等が発生したときに政府対策本部長が決定する。

(ア) 特定接種

特定接種は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行われるもので、登録事業者のうちこれらの業務に従事する者、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員及び地方公務員が対象となる。

※ 登録事業者とは、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているものをいう。

(イ) 住民接種

緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。住民接種の接種対象者の順位については、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえ政府対策本部において決定されることとなっている。

(5) 医療

ア 発生前における医療体制の整備

保健所を中心として、地区医師会、医療機関、他市町村等の関係者と密接に連携を図りながら、医療体制の整備を推進し、発生に備えた準備を行う。

イ 発生時における医療体制の維持・確保

県内発生早期では、原則として、新型インフルエンザ等患者等は感染症指定医療機関等での入院措置が行われ、帰国者・接触者外来の受診者数の著しい増加により対応困難となった場合等には、県は一般の医療機関で診療する体制に切り替え、町はそれを周知する。

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び町民経済への影響を最小限とできるよう、特措法に基づき要援護者への生活支援方法の検討等事前に十分準備を行う。

## 8 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(1) 基本的人権の尊重

県民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとしします。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であり、緊急事態に備えてさまざまな措置を講ずることができるよう制度設計されているが、病原性の程度などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるというものではない。

(3) 記録の作成・保存

北谷町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

【別表】発生段階ごとの北谷町の対策の概要

	未発生期	海外発生期	国内発生早期		国内感染期	小康期	
			県内未発生期	県内発生早期	県内感染期		
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生に備えた体制整備</li> <li>発生に備えた情報収集と提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内発生に備えた体制整備</li> <li>積極的な情報収集と的確な情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内発生に備えた体制整備</li> <li>積極的な情報収集と的確な情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流行のピークを遅らせるための感染対策を実施</li> <li>感染拡大に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対策の主眼をまん延防止から被害軽減へ転換</li> <li>町民生活・町民経済の維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一波からの早期回復</li> <li>第二波に備えた第一波の評価</li> </ul>	
① 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>町行動計画の作成</li> <li>業務継続計画策定</li> <li>体制整備及び関係機関等との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府及び県は対策本部を設置</li> <li>県が対策本部を設置した段階で、北谷町新型インフルエンザ対策本部を任意で設置</li> </ul>	<p style="text-align: center;">国の緊急事態宣言時は特措法第34条に基づく北谷町新型インフルエンザ等対策本部を設置</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態宣言が解除された場合、町対策本部廃止</li> </ul>
② サーベイランス・情報収集	<p style="text-align: center;">・ 国や県を通じた情報収集 ・ 県が実施する学校等の調査への協力</p>						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生状況、対策等の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外における発生状況の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外における発生状況の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外における発生状況、ワクチン等の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内の発生状況、迅速診断キット等の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外における発生状況情報収集</li> </ul>	
③ 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民へ継続的に情報提供を行う</li> <li>体制整備等</li> <li>外国人、観光客への情報提供</li> </ul>	<p style="text-align: center;">・ 相談窓口の設置、充実・強化 ・ 外国人への多言語での情報提供 ・ 町ホームページ等で情報提供 ・ 観光客への情報提供</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人への多言語での情報提供</li> <li>状況により相談窓口の縮小・閉鎖</li> <li>第二波発生の注意喚起</li> </ul>	
④ 予防・まん延防止	<p style="text-align: center;">マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策の啓発</p>						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人、地域、職場等対策の周知</li> <li>特定接種・住民接種の体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>渡航者への情報提供</li> <li>国の方針を踏まえた特定接種の実施</li> <li>住民接種の実施体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内でのまん延防止対策の準備</li> <li>国の方針を踏まえた特定接種の実施</li> <li>住民接種の開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が行う濃厚接触者への対応の周知</li> <li>住民接種の実施</li> <li>緊急事態措置実施時(外出自粛等)の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民接種の実施</li> <li>緊急事態措置実施時(外出自粛等)の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流行第二波に備えた住民接種の実施</li> </ul>	
⑤ 医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療体制整備への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関への症例定義の周知</li> </ul>	<p style="text-align: center;">・ 帰国者・接触者相談センターの周知</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>一般の医療機関での患者の診療に切り替え</li> <li>在宅療養患者等への支援</li> <li>臨時の医療施設の設置、閉鎖の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が行う、通常の医療体制への移行の周知</li> </ul>
⑥ 町民生活・町民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障がい者、独り暮らし世帯等の要援護者の状況把握及び生活支援等の検討</li> <li>火葬・埋葬体制の把握・整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者等への生活支援</li> <li>町内事業者に対する職場での対策の準備要請</li> <li>遺体の一時安置場所の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者等への生活支援</li> <li>町内事業者に対する職場での対策の準備要請</li> <li>引き続き遺体の一時安置準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者等への生活支援</li> <li>事業者に対し、従業員の健康管理の徹底と感染対策を要請</li> <li>生活関連物資等の価格安定等の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者等への生活支援</li> <li>事業者に対し、従業員の健康管理の徹底と感染対策を要請</li> <li>要援護者への生活支援</li> <li>生活関連物資等の価格安定等の要請</li> <li>遺体一時安置場所の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内の状況等を踏まえ、緊急事態措置を縮小、中止</li> </ul>	

